

声 明

2018年4月19日

スルガ銀行・スマートデイズ被害弁護団

団長 河 合 弘 之

団長 山 口 広

1. 東京地方裁判所民事第20部が4月18日付で民事再生手続開始申立を棄却し、保全管理人による管理を命ずるとともに破産手続への移行の方針を示したことは適正なものとして評価します。

当弁護団は、保全管理人（後々の破産管財人）による本件の真相解明ならびに配当原資の確保に期待し、そのための諸手続に全面的に協力して、被害者のために全力を傾注します。

2. この間の調査やスルガ銀行との交渉などにより、スルガ銀行によるサブリース事業への融資に重大な違法があることが明らかになりました。

第1に、被害者が不動産販売会社などに提出した銀行融資のための預金通帳・口座の取引記録・源泉徴収票等の資料のコピーが、ほとんどの事例で偽造されていた事実が、スルガ銀行及び販売会社が開示した被害者名義の通帳等のコピーなどから明らかになりました。しかも、そのことにスルガ銀行の役員及び同行横浜東口支店の支店長や担当職員が関与していたとしか考えられない事情が解明されつつあります。

第2に、ほとんどの被害者がサブリース物件の土地購入や建築資金に必要な年7.5%前後のフリースタイルローンを組むこと、フリースタイルローンの一部及びサブリース賃料収入が入金されたら毎月一定額の定期積立

をすることを融資条件とされ、実質的に不当に高利の借入をさせられています。

このような多くの不正がスマートデイズとスルガ銀行によってなされてきたことが今後更に明らかになるでしょう。

3. 被害者の中にはすでに自己破産をされた方がいることが明らかになっています。これは、本件サブリース事業の破綻・詐欺的融資のために生じた、スルガ銀行に対する多大な債務による重圧に起因するものと思われま

す。当弁護団と被害者団（SS被害者同盟）は、総力をあげて全ての被害者の今後の生活が破綻しないような解決の実現のために取り組んでいますし、それは達成できると確信しています。

全ての被害者がネット等でつながり、悩み苦しみを共有し、悲劇がくりかえされないことを心から願っています。

4. スルガ銀行は多くの被害者のため、また、自らもかかえる深刻な信用不安を健全に克服するために、柔軟かつ社会的公正にかなう解決を一日も早く実現すべきです。

当弁護団は、被害者の皆さんと協力して本件の解決のため、スルガ銀行の適切かつ思いきった譲歩を求めて活動する所存です。

以上